

松涛園ホームヘルパーステーション重要事項説明書（第1号訪問事業）

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊北福社会
- (2) 法人所在地 山口県下関市豊北町大字滝部11042番地1
- (3) 電話番号 083-784-1000
- (4) 代表者氏名 理事長 宮田 和弘
- (5) 設立年月 昭和49年6月

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定第1号訪問事業所 平成30年4月1日指定  
下関市 3570102800 号
- (2) 事業の目的 指定第1号訪問事業所は、介護保険法令に従い、契約者（利用者）が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 松涛園ホームヘルパーステーション
- (4) 事業所の所在地 山口県下関市豊北町大字神田上1893番地
- (5) 電話番号 083-788-0026
- (6) 事業管理者 秋枝 淳司
- (7) 事業所の運営方針 第一号訪問事業は、法令に従い利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、サービスを提供します。
- (8) 開設年月日 平成18年9月1日
- (9) 事業所が行っている他の事業  

養護老人ホーム	平成3年4月1日	定員 50名
指定通所介護事業	平成12年4月1日指定	定員 30名

下関市 3577800091 号
- (10) 通常の事業実施地域 下関市豊北町内
- (11) 営業日及び時間  

営業日	年中無休
営業時間	午前7時～21時

3 職員体制

主な職員の配置状況 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者（常勤兼務）	1名	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者（常勤専従）	1名	事業所に対する第一号訪問事業の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
訪問介護員等（非常勤専従）	9名	指定訪問介護の提供にあたる。
事務職員（兼務）	1名	必要な事務を行う。

#### 4 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条、第9条参照）

・予防給付型Ⅰ・予防給付型Ⅱ・予防給付型Ⅲ

##### イ 身体介護

入浴介助	入浴困難な方の介助、清拭を行います。
排泄介助	ポータブルトイレ等への介助、オムツ交換等を行います。
食事介助	食事の介助を行います。
体位交換	体位の変換を行います。
通院介助	通院の介助を行います。

##### ロ 生活援助

調理	食事の用意を行います。家族の分は行いません。
洗濯	衣類等の洗濯を行います。家族の分は行いません。
掃除	居室等の掃除を行います。契約者の居室以外は行いません。庭等の敷地の掃除は行いません。
買い物	日常生活に必要となる物の買い物をします。貯金、預金の引き出しや預入れは行いません。

※ 具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、予防給付型訪問介護計画に定められます。

##### (2) 利用料金

イ サービス時間帯の料金は次のとおりです。

予防給付型（要支援1・要支援2）

予防給付型（Ⅰ）週1回程度利用 268単位/回 月5回以上 1,176単位/月

予防給付型（Ⅱ）週2回程度利用 272単位/回 月9回以上 2,349単位/月

予防給付型（Ⅲ）週2回超（要支援2のみ）287単位/回 月13回以上 3,727単位/月

初回加算 200単位/月

ロ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約の負担額を変更します。（一定以上所得者の場合は2割又は3割）

ハ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者負担となります。（契約書第5条、第9条参照）

ニ 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方は、サービスの提供に際して、要した交通費（町境からK20円の実費）をいただきます。（契約書第9条参照）

ホ 利用料金は1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末までに支払うものとします。

ヘ 利用予定日の前日までに中止の申出がなく当日申出された場合、派遣したものとみなし取消料としてヘルパー派遣料500円お支払いいただきます。また訪問後不在の場合は500円と事業所規定による交通費をお支払いいただきます。但し緊急やむを得ないときは徴収しません。（契約書第10条参照）

#### 5 サービスの利用に関する留意事項

##### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供を行う訪問介護員は、サービス提供時に決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

##### (2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して申し出ることができます。また、事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

イ 利用者は、「4（1）当事業所が提供するサービス」で定めたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

ロ 予防給付型サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は、予防給付型サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

ハ 予防給付型サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が事業所に連絡する等、電話を使用させていただくことがあります。

(4) サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの内容の変更を行います。（契約書第11条参照）

(5) 訪問介護員は、利用者に対する予防給付型サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。（契約書第15条参照）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 医療行為または医療補助行為</li><li>② 利用者もしくはその家族からの物品等の授受</li><li>③ 利用者の家族等に対する予防訪問介護サービスの提供</li><li>④ 飲酒及び利用者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙</li><li>⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動</li><li>⑥ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為</li></ul> |
|---|

6 守秘義務について（契約書第14条関係）

事業者、サービス従事者または従業員は、予防訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。また、事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。また、利用者に係わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられるものの事前の同意を文書により得たうえで、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

7 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止の為の指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施します。
- (4) 虐待防止を掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定し  
虐待防止に係る責任者

サービス提供責任者：木下 智子

2.事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

8 事故発生時の対応について（契約書第16条関係）

介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、利用者の家族等に連絡を取り、必要な措置を講じます。当事業所の責めによる事故の場合、誠意を持って損害賠償、原因の解明、再発防止のための対策を行います。

○当事業所では、下記の損害賠償責任保険に加入しています。

契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
加入者 豊北福社会

9 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待に防止に係る責任者

役職：サービス提供責任者 氏名：木下 智子

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 松涛園ホームヘルパーステーション  
担当者 木下 智子

受付時間 7時～21時まで

TEL 083-788-0026 FAX 083-788-0646

(2) 行政機関のその他苦情受付機関

下関市福祉部介護保険課事業者係

住 所 下関市南部町1番1号

Tel 083-231-1371

Fax 083-231-2743

受付日時 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）

山口県国民健康保険団体連合会

住 所 山口市朝田1980番地7 国保会館

Tel 083-995-1010

Fax 083-934-3665

受付日時 午前9時00分～午後5時00分（土、日、祝日、年末年始を除く）

9 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した間近の年月日	無
実施した評価機関の名称	無
評価結果の開示状況	無

令和 年 月 日

指定第1号訪問事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い同意を得たので交付しました。

松涛園ホームヘルプステーション

説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定第一号訪問事業サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄) 印

松涛園ホームヘルプステーション  
重要事項説明書  
(予防給付型)

社会福祉法人豊北福社会

